

福岡県がんばる商店街応援事業費補助金の概要について

《事業概要》

後継者不足、施設の老朽化、来街者の減少などの課題に直面している商店街に対し、その課題解決に向けた取組を支援します。

《補助対象者》

商店街、商工会議所、商工会 等

※商店街には、商店街振興組合、事業協同組合等の他、法人格を持たない商店街団体も含まれます。

《補助対象事業》

下記に該当する取組を支援します。

(1) 商店街の地域力向上（ソフト事業）

後継者対策、タウンマネージャーを活用した商店街構想策定、空き店舗への新規開店の促進など、商店街の地域力向上に関する取組

(2) 商店街の安全確保対策（ハード事業・ソフト事業）

老朽化した商店街共同施設の改修、アーケードの撤去（まちづくり計画等の一環として行うものに限る）、防犯カメラの設置、防火対策など、商店街の来街者増加につながる、安全確保対策に関する取組

(3) 商店街の賑わい創出（ソフト事業）

集客イベントの開催、ホームページやPR動画の作成、インバウンド集客の取組など、商店街の賑わい創出に関する取組

《補助率等》

・補助率 1／3 以内

※市町村から補助を受けることが条件で、市町村からの補助額を超えない範囲での補助となります。

例えば、補助対象経費が300万円の場合、補助率から計算すると、県の補助額は100万円以内となりますが、市町村の補助額が50万円の場合、県の補助額は50万円以内となります。

・補助限度額 5,000千円

《補助対象経費》

① ハード

商店街共同施設及び設備等の取得、設置及び改修に要する経費。アーケードの撤去（まちづくり計画等の一環として行うものに限る）に要する経費。

※但し、施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費、施設の維持管理に要する経費、各種許認可・設計監理に要する経費、システム設計に要する経費は対象外

② ソフト

会議費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、プロバイダー契約料・使用料、回線使用料、通信運搬費、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、雑役務費、印刷製本費 等

※但し、光熱水費、振込手数料は対象外